

**介護保険負担割合証・後期高齢者医療被保険者証**  
7月中に郵送します



有効期限は、いずれも  
8月1日(木)～  
令和2年7月31日(金)までです  
\*詳細は同封の資料で確認を

**介護保険負担割合証**  
(クリーム色)

介護サービス事業者への支払い時の負担割合は、前年の所得に応じて1割～3割です。

☑要介護認定か総合事業の決定を受けている人  
☑介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

**後期高齢者医療被保険者証**  
(うすむらさき色)

医療機関での支払い時の負担割合は、前年の所得に応じて1割か3割です。

☑後期高齢者医療制度加入者  
\*保険料に未納のある人は、通常より短い有効期限の保険証を交付する場合があります  
☑国保医療課 後期高齢者医療係 ☎(36)1348

**介護保険負担限度額認定の申請**  
令和元年度分の新規受付を8月1日(木)から開始します

介護保険サービスのうち、施設サービス(特別養護老人ホームや老人保健施設などでのサービス)や短期入所サービス(ショートステイ)利用時に必要な食費と居住費について、一定の要件を満たした人は、段階に応じて軽減を受けることができます。

施設サービスや短期入所サービスを利用し、下表の要件に該当する場合、申請をしてください。

**【申請時に必要なもの】**

▶負担限度額認定申請書▶預貯金等の照会に係る同意書▶本人と配偶者名義の全ての預貯金、有価証券にかかる通帳などの写し

▶印鑑(本人・配偶者・申請者)

\*減額の対象となるのは申請した月の初日からです

\*申請内容に不正があった場合は、加算金が課せられます



**【介護保険負担限度額認定の認定要件】**

利用者負担段階	認定要件	
第1段階	▶世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▶生活保護を受けている人	預貯金など
第2段階	▶本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	▶単身で1,000万円以下 ▶夫婦で2,000万円以下
第3段階	▶本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、上記第2段階以外の人	

☑介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

**国民健康保険・後期高齢者医療制度** に加入のみなさんへ



現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は  
7月31日(水)までです

**国民健康保険の認定証を持っている人**

8月1日(木)から有効の認定証が必要な人は、8月中に国保医療課の窓口で申請をしてください。\*申請する月の初日から有効の認定証を発行します

☑国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363



限度額適用認定証(以下、認定証)は、入院などで医療費が高額になる場合、医療機関の窓口で提示することで窓口負担額を自己負担限度額までに抑えることができます。

**後期高齢者医療制度の**

**認定証を持っている人**

同制度の加入者は、更新の手続きは不要です。引き続き交付対象となる人には、7月中に8月以降有効の認定証を郵送します。

\*新規に交付を希望する人は申請が必要です  
☑国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348



(広告)

**医王院 宗像市認可霊園**  
宗像大社高宮祭場横  
**宗像聖地霊園**

当霊園は宗旨、宗派を一切問いません。承継者がいない方でも安心して申し込めます。

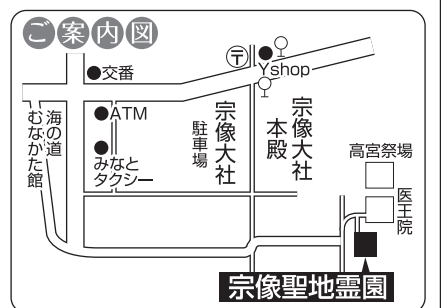
●所在地:福岡県宗像市田島2211番地 ●交通:西鉄・宗像大社前バス徒歩10分 ●経営許可番号:18宗環第86号

お申し込みお問い合わせは  
**☎0940-62-1566**



**墓地+墓石+施工一式**  
※管理費・消費税も全て込み価格

1.8㎡	2.35㎡	3.3㎡
1,191,000円～	1,875,000円～	2,256,000円～



【知っていますか? ごみの野外焼却は禁止です】可燃ごみや草、木などのごみを野外で燃やすことは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した人は罰せられることがあります。ごみは、市が定めた処理方法で適正に処理しましょう。☑環境課 ☎(36)1421